

地元の味！ くらしを大切にする店



生婦の店

赤穂民報

発行所

赤穂民報社

赤穂市加里屋町前58-18

TEL 43-1886

FAX 46-2626

編集人 広島秀紀

自然のあまさが
うまさの秘訣！

赤穂化成株式会社

想定超える警報頻度

火災予防条例改正 1か月

山火事の予防を目的に赤穂市が条例改正して今年から施行した林野火災注意報・警報について、1月1日の運用開始から1か月間で注意報または警報が発令された日が24日間に及んだ。市消防本部設置の雨量計では1月の降水量は0.9mm。同本部は「空気が乾燥しておき、大規模な林野火災が発生する危険性が極めて高い気象状況となる」としている。

林野火災注意報・警報は、昨年2月に岩手県大船渡市で発生した大規模林野火災を踏まえ、消防庁が創設した。赤穂市では昨年12月に議会で市火災予防条例を改正し、1月1日に施行した。改正条例では、直近の合計降水量が3日間

で30mm以下で乾燥状況

